

# 製品および／またはサービスの購入に関する ABB 基本取引条件 (2024年2月基準)

## 第1条 定義および解釈

1.1 以下の用語は以下の意味を表す。

**ABB GTC**: 製品および／またはサービスの購入に関する ABB 基本取引条件 (2024年2月基準)。

**適用のあるインテグリティ法**:

- (i) 贈収賄防止法および腐敗防止法: 1977年米国海外腐敗行為防止法(改正後)、2010年英国贈収賄防止法(改正後)のほか、関連法域の腐敗防止、贈収賄防止、マネーロンダリング防止、脱税防止に関連して適用されるその他の法律、規制および政府の公式命令が含まれる。
- (ii) 制裁および貿易管理に関する法令: 契約締結日以降に制裁当局により採択、維持または執行される適用のある法律、規制または行政上・規制上の決定やガイドラインであって、特定の国、地域、政府、プロジェクト、または特段に指定された個人や事業体との直接的・間接的な取引や交渉等、特定の活動を制裁、禁止または制限するもの(以下、総称して「貿易管理法令」という)。
- (iii) 人権・反現代奴隷法および国際的枠組み: 世界人権宣言、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD「多国籍企業ガイドライン」、ILO「中核的労働基準」、英国「現代奴隷法」、その他人権、反人身売買、反現代奴隷法に関する類似の法律、規制および国際的枠組みが含まれる。

**関連会社**: 当事者を直接的または間接的に支配する、当事者に支配される、または当事者と共通の支配下にある法人。

**契約書**: 顧客が供給者から製品および／またはサービスを購入するための同意書および／または注文のことで、言及することにより、ABB GTC、および、顧客から契約書の一部となるために提出を受けた仕様書等のその他の文書も含まれる(顧客が仕様書の使用に同意する場合、またはかかる仕様書に基づいて注文を出すことに同意する場合には、顧客の仕様書も含まれる)。

**顧客**: 供給者に製品および／またはサービスを注文する者。

**顧客データ**: 契約書の作成時または履行中に供給者が取得する個人データを含む、あらゆるデータまたは情報。かかるデータまたは情報が顧客、その関連会社またはそれらの各顧客または供給者に関連があるかどうかは問わない。

**納入**: 第5条1項に則った、供給者による製品の納入。

**納入場所**: 製品および／またはサービスの物理的な納入先として顧客が指定する倉庫、工場、またはその他の敷地。顧客の関連会社の敷地(関連する価格リストに掲載されている場所を含む)、第三者の輸送業者や物流業者などの敷地を納入場所とする場合もある。納入場所の指定がない場合は、顧客の事業所とする。

**組み込みソフトウェア**: 製品の操作に必要であり、製品に組み込まれ、製品の不可欠な部分として納入されたソフトウェア。

**製品**: 契約書に則り供給者により納入されるアイテム、および／または契約書に基づいて供給者より提供されるサービスの結果として生じるあらゆる形式または媒体によるすべての資料、文書、またはその他の成果物。データ、図表、図面、報告書および仕様書等がこれにあたるが、それらに限定されるものではない。

**知的財産権**: (a) 特許権、実用新案、著作権、データベース権、および商標、商号、デザイン、ノウハウおよび発明の開示における権利(登録、非登録を問わない)、(b) これらの権利のいずれかについての申請、再発行、追認、更新、延長、分割または継続、(c) その他すべての知的財産権および同様の種類の国際的保護。

**注文**: 製品および／またはサービスを購入するために供給者に対して出される顧客の注文で、電子的に発行される注文も含まれる。

**当事者**: 顧客または供給者。総称して両当事者という。

**個人データ**: 特定の、または特定可能な自然人に関するデータまたは情報。

**記録**: 顧客またはその関連会社のために、もしくは顧客またはその関

連会社に代わって行われる事業に関連する金融取引やサービスを反映したすべての帳簿、口座、裏付けおよび基礎となる文書や資料が含まれる。

**制限対象者**: 適用のある貿易管理法に基づき導入される、標的対象者、制裁対象者、または資産凍結その他の制限の対象となる者のリスト(米国、EU およびスイスのリストを含む)に掲載された事業体または個人(直接・間接を問わず、累計でまたは個別に、制限対象者によって50%以上所有されている、またはその他の方法で支配されている事業体を含む)。

**制裁当局**: (i) 国際連合、(ii) アメリカ合衆国(米国財務省外国資産管理局、米国内務省および米商務省を含む)、(iii) 欧州連合、または(iv) スイスの政府機関および規制機関に加え、貿易管理法を公布または管理し、かつ、契約書に対して管轄権を有する政府機関、規制機関、補助機関、当局、施設、部局または裁判所。

**サービス**: 契約書に則り供給者により提供されるサービス。

**供給者**: 製品および／またはサービスを顧客(または関連する納入場所における顧客関連会社)に提供する者。

**変更注文**: 注文またはその一部の変更、修正、除外、追加、またはその他の方法による変更等の注文の変更。

1.2 条項という記載は、ABB GTCの条項をいう。

1.3 見出しは便宜上の目的のみで、ABB GTCの解釈には影響しない。

## 第2条 適用

2.1 契約書はABB GTCに準拠する。

2.2 供給者の見積書、受取確認、受諾書、仕様書または同様の文書と共に交付される、またはそれらに記載されるいかなる取引条件も、契約書の一部をなすものではなく、供給者はかかる取引条件に依拠する権利を放棄する。

2.3 供給者は、書面による表明により明示的に、または、契約書の全体または一部を履行することにより黙示的に、契約書を受諾する。

2.4 契約書への修正は書面による合意を必要とする。

## 第3条 供給者の責任

3.1 供給者は、以下のとおり製品を納入し、サービスを提供する。

3.1.1 適用法令を遵守する。

3.1.2 契約書に従い(必要な文書の提供を含む)、かつ顧客のすべての指示に準じる。

3.1.3 欠陥がなく、第三者のいかなる権利も侵害しない。

3.1.4 契約書に明記された特定の目的に適している。または、特定の目的の記載がない場合は、製品および／またはサービスが通常使用されるであろう目的に適している。

3.2 供給者は、業界標準や適用される法規制に従い、製品を保存および保護するのに適しており、関連する納入場所で荷降ろしと検査を安全に行うために十分な方法で製品を梱包することを保証するものとする。

3.3 顧客(または関連する納入場所における顧客関連会社)が、供給者側に品質関連の問題を認めた際は、顧客(または顧客関連会社)はそれを供給者に通知する。契約書に基づき顧客が受けることのできるその他の救済措置にかかわらず、顧客は供給者に、供給者がリスクと費用を負担することにより、品質関連の問題の根本原因の分析を行うよう指示することができる。そのような分析は、品質関連の問題の通知から10暦日以内に実施し、顧客に報告する。顧客は、根本原因の分析結果に基づき、または、供給者が本条項に従わない場合に、供給者の監査(第三者の専門家や顧客関連会社のスタッフなど、顧客が指名した人員が実施する)を行う権利を有する。また供給者は、製品および／またはサービスに影響を及ぼす可能性がある品質関連の問題に気づいたら、あらかじめ顧客に通知するものとし、顧客側により問題が通知された場合と同様に、本第3条3項の規

定が適用される。

3.4 顧客は供給者に対し変更注文を出せるものとし、供給者はそのような変更注文を実行するものとする。変更注文によりサービスまたは製品の費用、またはその手配に必要な時間が増加または減少する場合は、購入価格および/または納入スケジュールについて、書面にて公平な調整が行われるものとする。供給者が変更注文を受領した日から30暦日以内に主張がない限り、本条項に基づく調整に対する供給者のいかなる要求も放棄されたものとみなされる。供給者が要求する変更注文は、顧客が書面で確認した後に初めて効力を生ずる。

3.5 供給者は、いかなる製品の納入またはサービスの提供を中止してはならない。

3.6 供給者は、製品および/またはサービスの提供に関連してその従業員および下請業者に発生した業務上の災害または疾病に対して、全面的かつ独占的な責任を負う。

3.7 供給者は、その従業員および/または下請業者から提起された請求および/または訴訟に対して、単独かつ独占的に責任を負い、かかる請求および/または訴訟、ならびに供給者、その従業員または下請業者に適用される法令、規定、実施基準、指図、その他関係省庁または政府機関の要件の不履行に起因する、またはそれに関連するいかなる請求、訴訟手続き、訴訟、罰金、損失、費用、損害および経費に対しても、無制限に顧客（および関連する顧客関連会社）を擁護し、保護し、免責するものとする。供給者は、顧客に要求された場合は、単独かつ独占的な雇用主としての立場を認め、自らの費用負担で出廷し、さらに、法廷で顧客またはその関連会社の適切な法的防御を保証するために必要となる、要求された文書および情報すべてを顧客（および/または一切の関連する顧客関連会社）に提供することを約束する。

3.8 顧客は、訴訟、抵当権設定または担保権設定を避けるために、契約書に基づいて製品および/またはサービスを提供する供給者の従業員および下請業者に対する債務の支払いを行う、または行わせる権限を有する。かかる支払いは、供給者に対する買掛金からの控除、相殺、またはその他の方法により行うことができる。供給者は、かかる支払いに関して顧客から要求される支援を提供し、完了した支払いについて顧客およびその関連会社を補償し、免責する。

#### 第4条 支払い、請求

4.1 契約書に従って供給者から納入される製品および/または提供されるサービスの対価として、請求書が顧客により規定された要件を満たしていることを条件として、顧客は契約書に明記された購入価格を供給者に支払う。支払いは、供給者が登記されている国で、供給者名義の銀行口座宛に行う。価格には、すべての料金や税金

(VAT (付加価値税) やこれに相当する税金を除く) のほか、製品の製造、加工、倉庫保管、および梱包材 (返却梱包材を含む) にかかったすべての費用が含まれる。

4.2 供給者は、適用法、一般会計原則、および顧客の具体的な要件に従い、会計監査が可能な形式で、最低限次の情報が記載された請求書を提示する: 供給者の名称、所在地および担当者とその連絡先詳細、請求日、請求書番号、注文番号および供給者番号、顧客の所在地、数量、製品および/またはサービスの仕様、価格 (請求金額合計)、通貨、税金または VAT (付加価値税) の金額、税金または VAT 番号、認定事業者および/または認定輸出業者認可番号および/またはその他の関税識別番号 (該当する場合)、合意された支払い条件。供給者は、すべての請求書 (商業送り状、見積り送り状、税関送り状等がこれにあたるがそれらに限定されない) に注文番号を記載する。

4.3 請求書は、契約書に明記された (または顧客と別途合意する) 請求書の送り先に送付する。

4.4 顧客は、契約書で合意した支払い条件に従って、請求金額を支払う。

4.5 顧客は、実費で、かつ書面により合意した範囲でのみ、費用を払い戻す。

4.6 サービスが時給ベースで請求される場合は、顧客が供給者のタ

イムシートを書面により確認する必要がある。供給者は、タイムシートを、顧客の指示に従い、遅くとも関連する請求書と一緒に顧客に提出し、確認を受ける。タイムシートの確認は、債務の承認を構成しない。顧客は、顧客が書面で確認していないタイムシートに基づく請求金額を支払う義務を負わない。

4.7 顧客は、契約書に従って提供されていない製品および/またはサービスに対する支払いを相殺または保留する権利を有する。

4.8 顧客が受領済請求書の支払いを期限までに行わない場合、供給者は、支払期限が過ぎている旨の書面通知を送ることができる。通知の受領から30日が経過した後、顧客が支払いについて誠意をもって争っている場合を除き、供給者は、争いのないすべての未払額に対し、支払期限(または両当事者が書面で合意したその他の日付)から未払額を受領するまでの期間、3ヶ月物LIBOR金利(米ドル建て無担保融資向け)に3%上乗せした利息を課し得る。供給者は、本第4条8項は、契約書に基づく支払いの遅延があった場合に、供給者に実質的な救済を提供するものであることを認め、これに合意する。

#### 第5条 納入、サービスの実施

5.1 契約書において別途合意していない限り、製品はインコタームズ 2020FCA に従って、納入場所に納入される。

5.2 サービスは、納入場所で提供される。

5.3 供給者は、契約書を承諾する時点までに、最低限次の情報を提供する: すべての製品に関する梱包数と内容物、委託販売国の関税番号、および生産国。

5.4 製品およびサービスは、顧客により別途要求されていない限り、顧客の営業時間 (または要求された納入場所の営業時間) 内に納入および提供する。

5.5 納入時、供給者 (またはその指定運送業者) は顧客 (または、要求に応じて、納入場所の指定された顧客関連会社) に、納品書および第5条3項に記載のないその他必要な輸出入書類を提出する。顧客が分納を承認している場合、納品書には未納入分の残高も記載する。

5.6 製品の所有権は納入時に顧客に移転する。製品に組み込みソフトウェアが含まれる場合、かかる組み込みソフトウェアの所有権は顧客に移転しないが、供給者は、顧客およびすべてのユーザーに、かかる製品の不可欠な部分として、および/またはいずれかの製品が使用できるように、世界的、取り消し不能、無期限、譲渡可能、非独占的、ロイヤリティフリーの、組み込みソフトウェアの使用権を付与し、または場合に応じて、第三者の所有者がこれを付与するよう手配する。誤解を避けるために記載しておくこと、供給者に製品の所有権を留保する権利はなく、供給者は製品の所有権を一切のリーエンや負担なしに引き渡す (ただし、製品の所有権の顧客への移転にかかわらず、顧客は契約書の条件に従って製品に関する支払いを行う義務から免除されない)。

#### 第6条 受諾

6.1 製品の納入、またはサービスの提供により、顧客がかかる製品またはサービスを受諾したものとみなされない。顧客 (または納入場所の指定された顧客関連会社) は、製品および/またはサービスを検査または試験し、欠陥を供給者に報告するための合理的な時間を与えられる。製品および/またはサービスの欠陥が、検査中に適正に検出できなかった場合は、顧客 (または納入場所の指定された顧客関連会社) は欠陥が明らかとなった後にかかる欠陥の通知を提供し、かつ/または製品および/もしくはサービスの引き取りを拒否する合理的な時間を与えられる。

6.2 両当事者は、顧客 (または顧客が指定した関連会社) から書面による受諾証明書を取得することを条件とする特定の受諾手順に合意する場合がある。供給者は、製品および/またはサービスの受諾準備が整った時点で、事前に適正な時間をもって、書面にて顧客 (および関連する顧客関連会社) に通知する。

6.3 顧客は、引き取りが拒否された製品またはサービスに関して、契約書に定める救済措置を執行することができる。

## 第7条 遅延

7.1 供給者は、契約書で定められた日時、および少なくともリードタイムに従って、製品を納入する。製品の納入またはサービスの提供が合意した日付に準じて行われなかった場合、顧客は以下を行うことができる。

- 7.1.1 契約書の全部または一部を解約する。  
 7.1.2 その後の製品の納入またはサービスの提供を拒否する。  
 7.1.3 代替の製品および/またはサービスを他の供給者から取得するにあたって、顧客（または関連する顧客関連会社）が合理的範囲で負担する費用を供給者から回収する。  
 7.1.4 供給者の遅延に起因して顧客（または被害が及んだ顧客関連会社）が負担する費用、損失、経費および予定損害賠償額に対する損害賠償を要求する。  
 7.1.5 契約書で合意した予定損害賠償額を要求する。  
 また、顧客はかかる救済措置を1つ以上選択できること、および、たとえ第7条1項3から第7条1項5のいずれかの条項に従って費用や損害を回収した場合であっても、顧客は本第7条のその他の条項に従って他の費用または損害を回収することを妨げられないことに合意する。

## 第8条 保証および救済措置

8.1 供給者は、製品および/またはサービスが契約書に適合していることを保証する。これには第3条1項に規定する供給者の責任が含まれるが、それに限定されない。

8.2 供給者は、納入日の時点で製品が新品かつ未使用であり、保証期間中は欠陥がない状態を保つことを保証する。

8.3 保証期間は、契約書で別途定めがある場合を除き、納入から24ヶ月とする。

8.4 保証の違反が顧客の通知から48時間以内に改善されない場合、または契約書のその他の違反があった場合、顧客はその自由裁量で、かつ供給者の費用負担により、次の救済措置のいずれか、またはすべてを実施する権利を有する。

8.4.1 契約書を充足するために必要な追加の作業を実施する機会を供給者に与える。

8.4.2 欠陥のある製品および/またはサービスの修理または交換を行うよう直ちに供給者に求める。

8.4.3 製品および/またはサービスを契約書に準拠したものとするために自ら必要な追加の作業を実施する（または、第三者にかかる作業を実施するよう指示する）。

8.4.4 追加の製品および/またはサービスを拒否する。

8.4.5 供給者が契約に違反した結果として、顧客（または顧客関連会社）が被った損害から顧客（および関連する顧客関連会社）を補償し、免責するよう供給者に求める。

8.4.6 書面による通知をもって契約書を解除する。その場合、

8.4.6.1 顧客は供給者に補償する義務を負わない（引き取りを拒否された製品および/またはサービスへの支払いを含む）。

8.4.6.2 顧客の選択により、供給者は、製品および/またはサービスに対して顧客から受け取った報酬を顧客に払い戻し、供給者の費用負担およびリスク負担において製品の返品を受ける。

8.4.6.3 顧客は、同等の交換品および/またはサービスを別の供給者から調達することができる（その際に追加費用が発生した場合は、供給者の負担とする）。

8.5 保証に違反した場合、全保証期間が、欠陥のある製品/サービスに関して、救済措置が顧客の満足のいく形で完了した日付から再開される。

8.6 契約書に基づき顧客が利用できる権利および救済措置は累積的であり、コモンローまたは衡平法上利用できる権利または救済措置のいずれも排除しない。

## 第9条 知的財産権

9.1 契約書第9条2項を条件として、供給者は、製品（組み込みソフトウェアがある場合はこれを含む）における知的財産権を使用する世界的、取り消し不能、譲渡可能、サブライセンス可能、非独占的、ロ

イヤリティフリーのライセンスを顧客およびその関連会社に付与し、または顧客およびその関連会社がかかるライセンスを付与されるよう手配することを約束する。

9.2 供給者は契約書により、サービスの結果として創出された製品の知的財産権における完全な所有権を顧客（または顧客に指定された関連会社）に譲渡する。供給者はさらに、顧客の要求により、顧客の費用負担で、知的財産権に対する顧客（または指定された関連会社）の所有権を完全なものとするために必要な追加手続きのすべてを行うことに同意する。

9.3 契約書の締結以前に、または契約書外で、供給者が創出した、またはライセンスを取得した製品の知的財産権（既存の知的財産権）は、供給者（または第三者の所有者）に引き続き帰属する。既存の知的財産権がサービスの結果として作成される製品に組み込まれている場合は、供給者は顧客およびその関連会社に、かかる製品の一部として既存の知的財産権を使用する、世界的、取り消し不可、譲渡可能、サブライセンス可能、非独占的、ロイヤリティフリーのライセンスを付与し、または第三者の所有者がかかるライセンスを付与するよう手配することを約束する。これには、既存の知的財産権を改良、開発、販売、流通、サブライセンス、またはその他の方法で使用する権利が含まれる。

9.4 供給者は、組み込みソフトウェアに含まれている、または組み込みソフトウェアが使用しているオープンソースソフトウェアがある場合はすべて、書面にて納入前に特定し、顧客に書面による承認を要求しなければならない。供給者は、顧客に拒否されたオープンソースソフトウェアのコンポーネントを自らの費用負担で、少なくとも同じ品質および機能性を備えたソフトウェアに交換することに合意する。

9.5 製品および/またはサービスが第三者の知的財産権を侵害しているとの申し立てが顧客（または顧客関連会社）に対してなされた場合、供給者は自らの費用負担で、顧客の自由裁量による選択に基づき、以下のいずれかを行う：(i) 顧客、顧客の関連会社、および顧客のクライアント（場合に応じて）のために、製品および/またはサービスの使用を継続する権利を確保する。(ii) 製品および/またはサービスによる権利侵害が解消されるべく修正する。(iii) 製品および/またはサービスを権利を侵害しない同等品と交換する。上記が行われない場合、顧客は契約書を解除し、契約書に基づき顧客または顧客関連会社が供給者に支払った全額を回収する権利を有する。

## 第10条 インTEGRITY規定

10.1 両当事者は、契約書に関連するすべての適用のあるインテグリティ法を遵守するとともに、それぞれの従業員、取締役、役員、関連会社、または契約書に関連して何らかの形で委託を受ける第三者が、契約書に関連するすべての適用のあるインテグリティ法および本条項に定める要件を遵守することを確約する。両当事者は、契約書に関連する適用のあるインテグリティ法に違反しておらず、今後も違反せず、また、相手方当事者に違反させないことを確認する。

10.2 供給者は、ABB行動規範およびABBの供給者行動規範に定める原則を閲覧して理解しており、同行動規範に従って契約上の義務を履行することに同意する。供給者は、適用のあるインテグリティ法、ABB行動規範、ABB供給者行動規範、これらのインテグリティ規定または類似の適用規則の違反が疑われまたは認められた場合には、（法律上許可される場合には）匿名を含め、以下のABB報告チャンネルに報告するよう既に要請されており、また、自己の従業員、役員、取締役、関連会社および契約書に関連して委託を受ける第三者に対してもその旨を要請する。

ウェブポータル：[www.abb.com/integrity](http://www.abb.com/integrity)

郵送：ABB Ltd, Legal & Integrity, Affolternstrasse 44, 8050 Zurich, Switzerland

10.3 供給者は、適用される場合はデューデリジェンスを含め、顧客の適用のあるインテグリティリスク管理プロセスの対象となることを認める。供給者は、契約書に関連して供給者が委託する自己の

関連会社および第三者に対して適切なレベルのデューデリジェンスを実施するとともに、関連会社および第三者が本条項と実質的に同等の適切なインテグリティ規定を実践することを確約する責任を負う。

10.4 供給者は、顧客のオンボーディングプロセスまたはデューデリジェンスプロセスに関連して提供された情報に重大な変更があった場合には、その旨を適時に顧客に連絡するものとする。供給者は、要請に応じて、必要とされる追加情報や法令遵守証明書を顧客に提供するものとする。供給者は、顧客の要請に応じて、契約書に関連して委託を受ける自己の従業員、役員、取締役、関連会社または第三者が業界標準のインテグリティリスク認識研修を受けていることを保証し、証明するものとする。

10.5 各当事者は、自己およびそれぞれの取締役や役員のいずれもが制限対象者でないことを表明し、保証する。各当事者は、自らが制限対象者となった場合には、その旨を相手方当事者に速やかに通知することに同意する。

10.6 供給者は、自らの費用負担にて、適用のあるすべての輸出法を遵守するとともに、必要な通関輸入許可を取得する責任を負うものとする。供給者は、別段の合意がない限り、自らの費用負担にて、適用のある貿易管理法に基づき要求されるすべての輸出承認その他の許可・認可を取得するとともに、当該承認、許可・認可、およびすべての適用条件を書面で顧客に通知するものとする。

10.7 供給者は、製品および/または組み込みソフトウェアが輸出規制の対象となるか否かについて記載した書面による通知を顧客に提供することに同意する。とりわけ、供給者は、製品や組み込みソフトウェアが米国輸出管理規則（「EAR」）または国際武器取引規則（「ITAR」）の対象になる場合には、その旨を顧客に通知する。更に、供給者は、契約書に関連して提供されるすべての製品および/または組み込みソフトウェアに関して、すべての調和関税分類表コード（Harmonized Tariff Schedule codes）、輸出管理分類番号（Export Control Classification Numbers）、原産国証明書（Country of Origin certificate(s)）、製造業者名、自由貿易協定資格（Free Trade Agreement qualification）および化学情報検索サービス機関番号（Chemical Abstract Service number）、製品安全データシート（Material Safety Data Sheets (MSDS)）およびこれらのその後の変更を顧客に適宜提供するものとする。供給者は、要請に応じて、関税コードを確認する上で必要とされるすべての関連情報を顧客に提供することに同意する。

10.8 供給者は、契約書に記載され、契約書に組み込まれ、または契約書に関連して提供される、製品、材料、部品、機器、サービス、技術、技術データまたはソフトウェアが、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、ロシア、ベラルーシ、およびウクライナのクリミア、ドネツク、ケルソン、ザポリツィア、ルハンスク地域を原産地とするものではなく、またはこれらの国や地域を経由して積替えられるものではないことを確認する（なお、当該リストは、顧客により随時修正される場合がある）。更に、供給者は、適用のある反ボイコット法令に基づき報告対象となる、または顧客やその関連会社にとって法律違反もしくは罰金刑に至るような行為、情報提供または要請を行わない。

10.9 供給者は、契約書の期間中はもちろんのこと、契約書の終了後も5年間にわたり、完全かつ正確な記録を保持するものとする。顧客およびその正当な権限を有する代表者は、供給者、その従業員、代理人、譲受人、関連会社、承継人または契約書に関連して委託を受けた第三者が保管している記録を含め（ただし、これらに限定されない）、記録にアクセスし、記録を監査する権利（記録の複製または抜粋を取得する権利を含む）を有するものとする。当該記録は、顧客が3日前までに書面による通知を送付することを条件として、供給者の事務所やその他の事業所で、通常営業時間内に顧客に提供されるものとする。監査対象データに供給者やその他の第三者の商業上機微な情報が含まれる場合、当該データは、供給者と競合する企業の日常業務に関与していない顧客のインテグリティチームのメンバー、または監査目的で顧客から指名を受けた独立の第三者監査人が存在する場合はその監査人に限定して提供される。前述の

商業上機微な情報は、これを顧客が供給者の秘密情報とみなし、別途供給者の承認を得ずに開示しないものとする。

10.10 供給者は、供給者、その関連会社または契約書に関連して供給者が委託する第三者が、適用のあるインテグリティ法、ABB供給者行動規範、または本インテグリティ条項に潜在的・現実的に違反した場合には、その旨を直ちに顧客に書面で通知するものとする。このような通知があった場合、または潜在的・蓋然的な違反が生じた可能性があるとして顧客が別途信じる理由を有する場合、供給者は、顧客が必要とみなす監査、照会または調査のために、上記第10.9条に従い、自己の記録、従業員、役員、取締役または契約書に関連して委託を受けた関連会社または第三者の窓口を提供することを含めて、違反に関する情報を求める顧客の要請に応じるものとする。顧客は、違反が発生していないこと、または発生する見込みがないことを顧客が納得する形で確認するまで、支払いを保留することができる。顧客は、本項に基づく支払の一時停止や保留の決定に関連するあらゆる請求、損失または損害について、供給者に対して責任を負わないものとする。

10.11 供給者およびその下請業者は、ABBの禁止および制限物質リストに従い、製品に含まれる物質について顧客（および/または関連する納入場所で事業を行っている顧客関連会社）に報告する。供給者はまた、[www.abb.com](http://www.abb.com)の - Supplying (供給) - Material Compliance (材料の法令遵守) - ABB Policy and Supplier Requirements (ABBの方針および供給者の必要条件)、または他の方法で閲覧することができる、紛争鉱物に関する報告要件およびその他の要件を遵守し、要請される文書、証明書および表明書を顧客（および関連する顧客関連会社）に提供する。製品および/またはサービスに使用される、または製品および/またはサービスに関連して使用される材料に関して、供給者が顧客に対して（直接的か間接的にかに関わらず）行った表明は、契約書に基づく表明であるとみなされる。

## 第11条 秘密保持、データ機密保護、データ保護

11.1 供給者は、すべての顧客データおよび顧客またはその関連会社の事業、製品および/または供給者が提供する製品および/またはサービスに関連して（契約書の受諾の前後に関わらず）取得した技術に関するその他の情報を極秘とする。供給者は、かかる機密資料の開示を、顧客に製品および/またはサービスを提供する目的で当該情報を知る必要がある供給者の従業員、代理人もしくは下請業者またはその他の第三者に制限する。供給者は、これらの従業員、代理人、下請業者またはその他の第三者が、供給者に適用されるのと同じ守秘義務の対象となり、それを遵守し、無許可での開示に対し責任を負うことを保証する。

11.2 供給者は、保護すべき顧客データの種類に適した、顧客データへの不正アクセスまたは不正開示に対する適切な予防手段を採用し、顧客データを、関連業界で一般的に受け入れられている保護基準、または供給者が自分自身の機密情報および専有情報を保護する方法および程度と同一の方法および程度のうち、いずれか高い方の基準で保護する。供給者は、許可された追加の受領者（監査人、法律顧問、コンサルタント、およびアドバイザー等、供給者が認可した代理人を意味する）に対し、常に次を条件として機密情報を開示することができる：(i) かかる情報が厳密に知る必要に応じて開示される、(ii) かかる許可された追加の受領者は、実質的に本書と同一の秘密保持契約を供給者と結んでいる、または該当する場合は、かかる情報の機密保持を保証する業務行動規範の遵守を要請される。供給者は、顧客またはその関連会社より随時供給者に提供されるセキュリティ手続き、方針または基準、および特に供給者に対するABBのサイバーセキュリティ要件（[www.abb.com/Supplying/Cybersecurity](http://www.abb.com/Supplying/Cybersecurity)で閲覧可能であるか、または、別途契約書に定められている）を遵守し、かつ、許可された追加の受領者がこれを遵守することを保証する。

11.3 供給者は、(i) 顧客データを、製品および/またはサービスの提供以外の目的で使用してはならず、(ii) 契約書で必要とされている場合を除き、顧客データの全体または一部を、いかなる形式でも複製してはならず、また、(iii) 許可された追加の受領者に対して開示する場合、または事前の書面による顧客の同意がある場合を除

き、顧客データを第三者に開示してはならない。

11.4 供給者は、製品および/またはサービスの提供に関連して使用するすべてのコンピュータとソフトウェアに、適切なウィルス対策ソフトとオペレーティングシステムのセキュリティパッチを自らの費用負担でインストールし、アップデートする。

11.5 供給者は、データ機密保護の違反の疑い、あるいは顧客データに関するその他の重大な事故または不正行為について、遅滞なく顧客（および関連する顧客関連会社）に通知する。

11.6 供給者は、顧客（および関連する顧客関連会社）が供給者から受領した情報を他の顧客関連会社や第三者に提供できることに同意する。

#### 11.7 個人データの保護

11.7.1 顧客が個人データを供給者に開示する場合、供給者は、データ保護に関して適用されるすべての法規制を遵守する。

11.7.2 供給者は、各リスクに見合った個人データのセキュリティレベルを確保し、処理システムやサービスの継続的な機密性、完全性、可用性、および耐久性を保つために、適切な物理的、技術的、および組織的な対策を導入する。

11.7.3 供給者は、顧客への製品の納入またはサービスの提供に関する供給者の従業員に対して、[www.abb.com/Privacy](http://www.abb.com/Privacy) Notices で入手できる、該当する顧客へのプライバシー通知（供給者または請負業者通知）を交付するようあらゆる合理的な努力を尽くす。

11.7.4 データ保護に関して適用される法規制および/またはガイドライン、および管轄の監督当局からのアドバイスを遵守するために、顧客またはその関連会社の合理的な見解において本第11条に変更を加える必要があると考えられる場合、供給者は、留保や遅滞なくかかる変更に同意することに合意する。また、追加の費用負担を顧客に求めずにかかる変更を実施することにも合意する。

11.7.5 契約書に従って個人データを処理する場合、データ処理またはデータ保護に関する追加契約を顧客またはその関連会社と締結することが求められる場合もあることを供給者は承諾する。かかる追加契約が、契約書の一部として当初の段階で締結されていない場合、供給者、その関連会社、または下請業者は、必須法または管轄のデータ保護当局やその他の管轄当局の求めに応じて、顧客から指定される契約を直ちに締結する。

## 第12条 責任および免責

12.1 適用される強行法規を損なうことなく、供給者は、供給者が契約書および/または契約書に関連する適用のあるインテグリティ法に違反した結果として顧客（または該当する顧客関連会社）が負担したすべての責任、損害、費用、損失または経費について、何ら制限なく、顧客および関連する顧客関連会社を補償し、免責する。供給者は、製品および/またはサービスに関連して顧客（または該当する顧客関連会社）に対して第三者が行う申し立てについて、何ら制限なく、顧客およびそれぞれの関連する顧客関連会社を補償し、免責する。これには、製品および/またはサービスが第三者の知的財産権を侵害しているという申し立ても含まれるが、これに限定されない。顧客の要求がある場合、供給者は第三者のいかなる申し立てに対しても顧客（または関連する顧客関連会社）を弁護する。

12.2 供給者は、そのすべての従業員、供給者および/または下請業者の監督および管理に責任を負い、その作為または不作為に対し、それらが供給者の作為または不作為であるものとして責任を負う。

12.3 供給者は、評判が良く財務的に健全な保険会社の適切な責任保険および法定の従業員労災保険/雇用主責任保険を有効に維持し、要求に応じその証拠を提供する。ただし、これにより供給者が、顧客（または顧客関連会社）に対する責任から解放されるものではない。保険金額は、賠償責任の上限額とはみなされない。

12.4 顧客は、契約書に基づく請求と供給者に支払うべき金額とを相殺する権利を有する。

## 第13条 解除

13.1 顧客は、供給者に30暦日前の書面による通知をすることによ

り、契約書の全体または一部を都合により解除することができる。その場合、顧客は供給者に、納入済みであるが未払いの製品および/またはサービス（ただし、契約書に則って提供された製品および/またはサービスとする）の対価、ならびに未納入の製品および/またはサービスに関して供給者が合理的に負担した証明される直接費を支払う。ただし、いかなる場合も、契約書に基づき合意された製品および/またはサービスの価格を超えることはない。供給者には、これ以外の補償は支払われない。

13.2 供給者が契約書に違反した場合、顧客は、第8条4項6に従い契約書を解除する権利を有する。

13.3 顧客は、以下の場合に書面による通知により、即時に契約書を解除することができる：(i) 供給者に対し、仮命令が適用された、または出された、民事再生手続き開始の申し立てがなされた、破産命令に対する申し立てがなされた、または、破産命令がなされた場合、

(ii) 裁判所または債権者が監督委員または管財人を任命し、または清算命令を出す権利を得るような状況が発生した場合、(iii) 債務超過の理由で、または負債の影響により、その他の同様の措置が供給者に対して、または供給者により取られた場合、(iv) 供給者の支配権に変更がある場合、(v) 契約書の締結日後に発行・改正された貿易管理法に起因して、および/または供給者が制限対象者になったことに起因して、契約書に基づく顧客の義務履行が違法または実行不可能となった場合、または(vi) 適用のあるインテグリティ法への現実のまたは急迫した違反が生じた場合や、契約書に基づくその他のインテグリティ規定への違反が生じた場合。上記(v)号または(vi)号に起因する供給者による支払請求は、過去に提供されたサービスに対する請求も含めて、顧客が当該義務を合法的に履行できるようになるまで停止されるか、または自動的に解除・取消されるものとし、従前に行われたすべての支払は、適用法に基づき認められる範囲内で、顧客に速やかに返金されるものとする。顧客は、契約書の一時停止や解除に関連する費用、経費または損害賠償について、供給者に対して責任を負わないものとする。なお、当該契約解除は、顧客が行きしうするすべての求償権を害するものではない。

13.4 解除された場合、供給者は直ちに、かつ、供給者の費用負担で、その時点で供給者が管理していたすべての顧客または顧客関連会社の資産（顧客データ、文書、および知的財産権の譲渡を含む）を顧客（または顧客関連会社）に返還し、顧客（またはその指定された関連会社）に対し、製品および/またはサービスについてのすべての書類を提供する。

## 第14条 不可抗力

14.1 いずれの当事者（または製品および/もしくはサービスを受領した顧客関連会社）も、契約書に基づく義務の遂行の遅延または不履行に対し、その遅延または不履行が不可抗力に起因する場合は、責任を負わない。不可抗力とは、影響を受けた当事者（または顧客関連会社）が契約書の締結時点で予見できなかったもので、不可避であり、関係当事者（または顧客関連会社）の合理的な支配を超えた事由を意味する。ただし、あらゆる合理的な努力にもかかわらずかかる事由を克服することが出来ず、関係当事者が相手方の当事者（供給者が影響を受けた場合は、関連する顧客関連会社）に、不可抗力事由の発生から5暦日以内に通知を行っていることを条件とする。

14.2 不可抗力事由が30暦日を超える場合は、いずれの当事者も、書面による通知により、責任を負うことなく直ちに契約書を解除することができる。各当事者は、不可抗力事由の影響を最小限にすべく合理的な努力をする。

## 第15条 譲渡および下請け

15.1 供給者は、契約書またはそのいかなる部分（顧客から支払われるべき金額を含む）も、顧客の事前の書面による承認なく、譲渡し、当事者変更し、移転し、抵当に入れ、または下請けに出すことはできず、また、契約書に基づく供給者の義務の一部の履行を第三者に委託することもできない。

15.2 供給者は、顧客の要請に応じて、契約書に関連して供給者が委託する関連会社または第三者について、要請を受けたすべての情報を顧客に提供するものとする。顧客は、自己の合理的な判断により、第三者を拒否し、または第三者の代替や即時解約を要請する権

利を有するものとする。

15.3 顧客は、契約書の全部または一部をいつでも、複数の機会において、関連会社に譲渡し、当事者変更し、移転し、下請けに出し、またはその他の方法で処理することができる。契約書が関連する顧客企業グループ事業を取得した事業・権益承継人に対しても同様とする（当該譲受人もまた同様の権利を有する）。

## 第 16 条 通知

16.1 通知は、正式に署名を付した上で、契約書に規定された関係当事者の所在地、および／または当事者が書面により通知した他の所在地宛に、書留郵便、宅配便、ファックスまたは E メールにて交付する（関連する納入場所で事業を行っている顧客関連会社も含む）。E メールおよびファックスによる通知は、受け取り側の当事者の書面による確認を必要とする。契約書に関連した供給者の返答、通信、情報または文書は、契約書で使用される言語により提供される。

## 第 17 条 権利の放棄

17.1 契約書のいずれかの条項を実施または行使しなかったとしても、その条項を放棄したことにはならず、その条項または契約書に記載されたその他の条項を後日履行する権利に影響するものではない。

## 第 18 条 準拠法および紛争解決

18.1 契約書は顧客が登記している国（および／または、該当する場合は州）の法律に準拠する。ただし、抵触法および国際物品売買に関する国際連合条約は除く。

18.2 顧客と供給者が同じ国で登記している場合、契約書に関連して発生し、友好的に解決できない紛争は、顧客の登記場所の管轄裁判所に付託し、解決する。

18.3 顧客と供給者が異なる国で登記している場合、契約書に関連して発生し友好的に解決できない紛争は、最終的に国際商業会議所の仲裁規則に基づき、その規則に従って任命された1名の仲裁人により解決される。仲裁地は、顧客の登記地とする。審理および裁定の言語は英語とする。

## 第 19 条 可分性

19.1 契約書のいずれかの条項が無効または執行不能となった場合でも、残りの条項の有効性または執行可能性に不利な影響を及ぼすことはない。契約書は、無効または執行不能な条項が、同様の経済的効果のある条項に置き換えられたものとして実行される。

## 第 20 条 存続

20.1 解除後も存続することが明記された、あるいはその性質または文脈から解除後も存続することが期待される契約書の規定は、解除に関わらず効力を保つ。

20.2 第8条（保証および救済措置）、第9条（知的財産権）、第10条 インテグリティ規定、第11条（守秘義務、データ機密保護、データ保護）および第12条（責任および免責）に定める義務は、無期限で存続し、理由を問わず契約書の満了または解除の後も存続する。

## 第 21 条 完全合意

21.1 契約書（ABB GTCを含む）、および注文やその他の契約に統合されている文書（引用による場合を含む）は、両当事者間の完全な合意であり、契約書の目的に関する両当事者間の従前の合意に取って代わるものである。

21.2 契約書を構成する文書の間に矛盾がある場合は、以下の優先順位が適用される。

21.2.1 第一に、顧客が締結した契約書（ただし、ABB GTCからの具体的な逸脱が契約書内で明確に特定されている範囲において）。

21.2.2 第二に、ABB GTC。

21.2.3 誤解を避けるために記載しておく、上記以外の文書で規定または参照されている条件は、適用されず、契約書の一部も構成しないものとする。

## 第 22 条 両当事者の関係

22.1 両当事者の関係は、対等に取引を行う独立した当事者の関係であり、契約書のいかなる条項も、供給者を顧客（または顧客関連会社）の代理人または従業員として、また顧客または顧客関連会社と何らかの種類の提携関係があるかのように解釈することはできず、供給者は自らを、顧客または顧客関連会社の代理と称することも、そのように行動することもしてはならない。

22.2 契約書は、顧客（もしくは顧客関連会社）と供給者、または顧客（もしくは顧客関連会社）と契約書の履行を担当する供給者の従業員（もしくは顧客関連会社）との間に雇用関係が構築されることを意味するものではない。顧客とその関連会社は、供給者およびその契約書の履行を担当する従業員に関して、労働、社会保障、または納税に対する責任または義務を負わない。

## 第 23 条 電子署名

23.1 両当事者は、授権者が行う（Adobe Sign などの）電子署名は契約書に関連する書面に関して十分かつ拘束力を有するものであることを認める。これには、契約書により書面形式が要請される書類や両当事者の署名が必要な書類などが含まれるが、これらに限らない。